

警察本部

所掌事務	<p>(警務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 ・犯罪被害者等給付金に関すること。 <p>(教養課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関すること。 <p>(少年課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。 ・コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 <p>(交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指針の普及に関すること。 ・交通安全教育の実施及び交通安全教育に係る指導教養に関すること。 <p>(警察学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本課程の教養に関すること。 ・一般職員課程の教養に関すること。 ・専門課程の教養に関すること。
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	警察職員
人権問題		さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って支援を行う犯罪被害者等をはじめ、聴覚言語障害者等身体に障害を持った方々に対する理解を深めることにより、府民の立場に立った警察活動の推進を図る必要がある。
--------------	--

取組の方向	採用時に研修を行う警察学校では、警察職員として一般的に必要とされる人権に関する教養を行うほか、警察署等への配置後については、業務ごとに実施する専門的な研修や職場での小集団活動を通じて、警察業務と関係する個々具体的な人権問題についての理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努める。
-------	--

【警務部】

平成22年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
犯罪被害者支援	通年	<p>犯罪被害者的人権に配慮した被害者対応の実施 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者の救援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「被害者の手引」(身体犯被害者用、交通事故被害者・遺族用) 及び同手引簡易版の作成・配布 ○ 捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定被害者支援要員制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> 事件・事故発生直後の被害者支援にあたる被害者支援要員を指定し、各警察署において被害者等に対する各種支援活動を推進 ・ 被害者連絡及び被害者への訪問・連絡活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> 殺人、強盗致傷、傷害(全治1箇月以上)、性犯罪、交通死亡事故等の被害者や遺族に対する情報提供活動を推進 ・ 相談・カウンセリング活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援室のカウンセラー等による相談、カウンセリング等を実施 ・ 被害者等の経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ① 身体犯被害者等に対する診断書料等の公費負担 ② 精神科医に係る診察料の公費負担 ③ 司法解剖後の遺体搬送費の公費負担 ④ 司法解剖後の死体検案書料の公費負担 ⑤ 被害者等に対する参考人旅費の支給 ⑥ 犯罪被害者等一時避難場所の公費負担 ○ 被害者等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再被害防止措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> 加害者側から再度被害を受けるおそれがある場合、被害者等の安全確保のため必要な措置を講じるなど、再被害防止に向けた取組みを実施 ○ 社会全体で犯罪被害者を支える気運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラム事業である犯罪被害者等を支える府民の集いの開催のほか、中高校生、大学生等を対象とした犯罪被害者等による講演を実施し社会全体で犯罪被害者を支える気運を醸成した ○ 被害者支援推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教養、研修会等の計画的な実施 <ul style="list-style-type: none"> 幹部任用科生等に対する教養、警察署員に対する巡回教養、警察署で開催される連絡協議会における部外講師による講演の実施等、被害者支援に係る基本的な考え方や被害者等の心情への理解を徹底するための各種教養を推進 ・ 教養資料の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援担当者の支援体験記集の作成や、適時に被害者支援推進状況等を取りまとめた「被害者支援だより」、臨床心理士作成に係る「カウンセリングニュース」等を関係所属に発出し、教養資料として活用 ・ 関係機関・団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> 自治体や(公社)京都犯罪被害者支援センターをはじめとする京都府犯罪被害者支援連絡協議会に参画する関係機関・団体との連携を図り、被害者支援に対する社会気運の醸成に努めるとともに、被害者等のニーズに応じた各種支援体制の強化に向けた取組みを推進 	犯罪被害者支援室

新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者	警察職員
	計画の推進策	
	人権問題	さまざまな人権

[評価]

- 地方公共団体における総合支援窓口及び犯罪被害者等支援条例の制定について働き掛け、宇治市（平成22年4月）城陽市（平成22年10月）をはじめ4市町で、窓口の設置、条例の制定がなされた他、平成23年度制定に向けた動きが促進された。
- 被害者支援に係る民間被害者支援団体への需要が高まっていることから、財政的支援を含めて、各種働き掛けを図った。
- 性犯罪被害者等に対する初診料等の公費負担、カウンセリングの実施等により被害者等の経済的、精神的負担を図ることができた。
- （公社）京都犯罪被害者支援センターをはじめ、関係機関・団体との連携強化を図り、犯罪被害者等に対する効果的かつ継続的な支援活動を推進することができた。

【警察本部】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課（室）								
犯罪等被害少年等に対する支援事業	通 年	<p>① [目的] 犯罪・いじめ・児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する立直り支援活動の、適切かつ効果的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>② [内 容] ア 少年相談業務の充実 <input type="radio"/> 電子メールを活用した少年相談業務の実施 ・平成22年 44件 <input type="radio"/> 少年相談電話（ヤングテレホン）の効果的な運用 ・平成22年 773件 イ 少年心理分析の実施 <input type="radio"/> 臨床心理士等による継続的な少年相談の推進 ・少年サポートセンター配置の臨床心理士等による被害少年等への継続面接の実施 平成22年 57回（対象被害少年6人） <input type="radio"/> 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上 ・臨床心理士に対する少年心理分析顧問（大学院教授）によるスーパーバイズの実施 平成22年 30回 ③ [評 価] <input type="radio"/> 電子メールを活用した少年相談により、相談担当者との面接・電話等の直接的なやりとりに不安感を持つ被害少年等に対して助言・指導を行い、被害回復を図ることができた。 <input type="radio"/> 24時間対応のヤングテレホンにより、被害少年等に対して時機を逃さず迅速な支援活動が実施できた。 <input type="radio"/> 臨床心理士等の資格を有する職員によって、被害少年等に対して専門的な知識や技能を生かした継続面接を実施できた。 <input type="radio"/> スーパーバイズの実施により、臨床心理士の技能の向上が図られ、長期的なカウンセリングが必要となる被害者少年等に対する効果的な支援活動が推進できた。 <input type="radio"/> 被害少年等の支援活動が、より適切かつ効果的に行えるよう、今後も継続して心理分析の実施に努め、少年相談の充実を図っていく必要がある。 </p>	警察本部少年課								
新計画との関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">人権教育・啓発の場</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定職業従事者</td> <td style="padding: 2px;">警察職員</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計画の推進策</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">人権問題</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	人権教育・啓発の場		特定職業従事者	警察職員	計画の推進策		人権問題		
人権教育・啓発の場											
特定職業従事者	警察職員										
計画の推進策											
人権問題											

【警察本部】

平成22年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課(室)								
サイバー犯罪対策	通年	<p>サイバー犯罪の未然防止と被害拡大の防止</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関・団体との連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット・セキュリティ対策学校連絡会 13団体・2行政機関参加 ○ 京都ネットワーク・セキュリティ対策協議会 22事業者・4行政機関参加 ○ 京都府インターネットカフェ連絡協議会 府内27店舗・1行政機関参加 ② サイバーセキュリティカレッジによる広報啓発活動の推進 講演活動 245回 (本部実施 2回 警察署実施 243回) ③ サイバー犯罪相談等に対する適切な対応 本部・警察署において、メール・電話・来訪によりサイバー犯罪に関する相談を受理 平成22年中 1,529件受理 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>来所(署)</td> <td>395件</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>543件</td> </tr> <tr> <td>文書</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>582件</td> </tr> </table> <p>[評 価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関団体との連携を強化して、サイバー犯罪の現状や未然防止に関する情報を共有し、各団体における被害防止対策、並びに違法・有害情報の通報体制を確立して、被害の拡大防止に努めた。 ○ 相談に関しては、電子メールによる相談を受理することで来所や電話といった直接的なやりとりに抵抗があったり、相談時間に余裕のない相談に対して助言指導が行えた。 	来所(署)	395件	電話	543件	文書	9件	メール	582件	警察本部 サイバー犯罪 対策課
来所(署)	395件										
電話	543件										
文書	9件										
メール	582件										
新計画との関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">人権教育・啓発の場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定職業従事者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画の推進策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権問題</td> <td></td> </tr> </table>	人権教育・啓発の場		特定職業従事者		計画の推進策		人権問題		
人権教育・啓発の場											
特定職業従事者											
計画の推進策											
人権問題											